

市景観計画の区域を 中心部で拡大します

適用は 10/1予定

本市の顔となる魅力ある都心部の都市景観の保全・向上を図るため、市景観計画の対象範囲を拡大します。また特に重点的に景観に配慮すべき地区を追加し、区域ごとに良好な景観形成のために必要な方針や基準を定めます。適用は10月1日予定です。

着手30日前までに届け出を

今回新たに追加される景観計画区域内で建築などを行う場合、着手30日前までに、景観法に基づく届け出が必要になります。建築などの際には、計画に定められた景観形成基準に適合するように施工してください。

【景観計画の対象区域】新規区域Ⅱ中心地区景観計画区域、二番町通り景観形成重点地区、眺望保全区域▼名称変更Ⅱ市役所前榎町通り景観形成重点地区、道後温泉本館周辺景観形成重点地区



お問い合わせは、都市デザイン課 ☎948-6848・FAX934-1807へ

プレミアム付き商品券

7月1日から2種類発行



7月1日からプレミアム付き商品券「①愛顔のえひめ商品券」と「②まつやま幸せ実感商品券」を発行します。

商品券の内容①は1000円券が12枚つづり(県内全域6枚・市内限定6枚)で、1人3セットまで購入できます▼②は1000円券が12枚つづり(市内限定12枚)で、①を3セット購入した人が1セット購入できます▼①②ともに1セット1万円で購入できます※申し込み多数の場合は抽選取扱店舗内の小売業、飲食業およびサービス業のうち「取扱店舗」のステッカーの貼つてある店舗

※取扱店舗を募集しています。登録希望者は、5月12日(火)までに、商品券コールセンターへお問い合わせください

購入方法 5月25日(月)～6月10日(水)。ホームページでプレミアム

お問い合わせは、商品券コールセンター ☎0120-028-081へ

分サイト <http://www.janico-st.jp>へ※往復はがきでの申し込みもできます。詳細は商品券コールセンターへお問い合わせください



取扱店舗ステッカー

自動車税・軽自動車税の納付・減免申請はお忘れなく!

減免の申請方法 (障がい者1人につき1台のみ)

種別	納税者		必要書類	
	納税者	義運転者	ABC共通	ABC共通以外
身体障害者・療育・精神障害者 保健福祉手帳所有者	A	本人	本人	A 前年度と番号標や車両に変更がなければ、申請不要
	B	本人	家族	B・Cは、生計同一証明書 ・健康保険証(写し、保険証の記号番号が同一であるもの)または身体障害者・療育手帳所有者は障がい福祉課発行の生計同一証明書(地区民生委員押印の証明願でも可)・精神障害者保健福祉手帳所有者は保健予防課発行の生計同一証明書 ・通園・通学などの証明書(写しでも可) ※軽自動車税は通院の場合、証明は必要ありません
	C	家族	家族	

※Cの身体障がい者は18歳未満のみ対象

構造によるもの	軽自動車税減免申請書、納税通知書(実物)、車検証(写し)	・「構造」と「ナンバー標識」が確認可能な写真 ※車検証の型式認定番号および類別区分番号が空白であり、車椅子固定装置がついている車両は必要 ※車検証に形状が「車いす移動車、身体障害者輸送車」などの福祉車両である旨の記載がある車両は不要
公益のため専用するもの		・理由書(使用目的、法人名、標識番号など) ・公益利用の分かる運行日誌の写し(直近のもの)

※普通自動車税(県税)減免の詳細は県中予地方局 ☎909-8754 にお問い合わせください

納付期限は6月1日(月)

自動車税・軽自動車税は4月1日現在で登録されている自動車・原動機付自転車などの所有者に課税されます。納付期限までに納めましょう。

減免申請は5月25日(月)まで

下表の対象者は減免できる場合がありますので、期限までに申請してください。

■新たに減免の対象となる人へ

4月1日以降に新たに下記減免要件に該当する場合は随時減免申請ができ、申請した翌月から年税額の月割り相当額が減免になります。(軽自動車税は除く)

自動車税・軽自動車税の減免の対象となる人

精神障害者保健福祉手帳	療育手帳	身体障害者手帳 (複数の障がいがあるときは個別の障害等級)													
		知的障害	肢体不自由					音声機能障害	平衡機能障害	聴覚障害	視覚障害				
1級	重度「A」	1～3級	1～3級	1～3級	1～2級	1～3級	1～3級	1～2級	1～3級	1～3級	1～3級	3級	2～3級	1～4級	障がいの区分

生計同一者または常時介護者が運転する場合、本人が運転する場合は、特別項症(傷病の程度)第4項症(特別項症)第2項症(特別項症)第3項症(特別項症)第4項症(特別項症)第5項症(特別項症)第6項症(特別項症)第7項症(特別項症)第8項症(特別項症)第9項症(特別項症)第10項症(特別項症)第11項症(特別項症)第12項症(特別項症)第13項症(特別項症)第14項症(特別項症)第15項症(特別項症)第16項症(特別項症)第17項症(特別項症)第18項症(特別項症)第19項症(特別項症)第20項症(特別項症)第21項症(特別項症)第22項症(特別項症)第23項症(特別項症)第24項症(特別項症)第25項症(特別項症)第26項症(特別項症)第27項症(特別項症)第28項症(特別項症)第29項症(特別項症)第30項症(特別項症)第31項症(特別項症)第32項症(特別項症)第33項症(特別項症)第34項症(特別項症)第35項症(特別項症)第36項症(特別項症)第37項症(特別項症)第38項症(特別項症)第39項症(特別項症)第40項症(特別項症)第41項症(特別項症)第42項症(特別項症)第43項症(特別項症)第44項症(特別項症)第45項症(特別項症)第46項症(特別項症)第47項症(特別項症)第48項症(特別項症)第49項症(特別項症)第50項症(特別項症)第51項症(特別項症)第52項症(特別項症)第53項症(特別項症)第54項症(特別項症)第55項症(特別項症)第56項症(特別項症)第57項症(特別項症)第58項症(特別項症)第59項症(特別項症)第60項症(特別項症)第61項症(特別項症)第62項症(特別項症)第63項症(特別項症)第64項症(特別項症)第65項症(特別項症)第66項症(特別項症)第67項症(特別項症)第68項症(特別項症)第69項症(特別項症)第70項症(特別項症)第71項症(特別項症)第72項症(特別項症)第73項症(特別項症)第74項症(特別項症)第75項症(特別項症)第76項症(特別項症)第77項症(特別項症)第78項症(特別項症)第79項症(特別項症)第80項症(特別項症)第81項症(特別項症)第82項症(特別項症)第83項症(特別項症)第84項症(特別項症)第85項症(特別項症)第86項症(特別項症)第87項症(特別項症)第88項症(特別項症)第89項症(特別項症)第90項症(特別項症)第91項症(特別項症)第92項症(特別項症)第93項症(特別項症)第94項症(特別項症)第95項症(特別項症)第96項症(特別項症)第97項症(特別項症)第98項症(特別項症)第99項症(特別項症)第100項症(特別項症)

お問い合わせは、自動車税＝県中予地方局課税課 ☎909-8754・FAX915-0671、軽自動車税＝市民税課 ☎948-6302・FAX934-1802、身体に障がいのある人および知的障がいのある人の生計同一証明書の発行に関すること＝障がい福祉課 ☎948-6433・FAX932-7553、精神障がいのある人の生計同一証明書の発行に関すること＝保健予防課 ☎911-1816・FAX923-6062へ